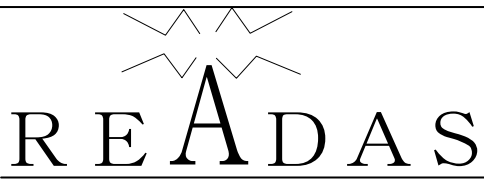


第 4652 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2013年)平成25年 1月22日 火曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇨ 税務調査中の修正申告

Q：税務調査中にした修正申告が認められた事件があったとか。どのような内容だったのですか？

A：次のような内容でした。

【解説】

この事件は、増加償却をしていた納税者が、税務調査中にその特例の適用要件である「増加償却の届出書」を提出していないことに気づき修正申告したことが、更正を予知して行われたものかどうかで争われたものです。

納税者は、修正申告の時点では増加償却に関する調査も行われていなかったし、税務調査では届出が提出されていなかったことが見つからなかったとして更正の予知したものではありません。

一方、国税当局は税務調査が始まればその時点で更正を予知するのが通常であるから、特段の事情がない限り、税務調査後の修正申告は更正を予知してなされたものと考えべきであるから、修正申告は更正を予知したものといえるとなりました。

裁判所は、更正があるべきことを予知してなされた修正申告とは、税務調査の着手後にその申告の不適正部分を発見する端緒となる資料を発見等したことにより、その後の調査で更正に至るであろうことが客観的に相当の確実性を持って認められる段階の後に行われたものをいうのであるから、本件修正申告はこれに該当せず、更正の予知をしたものではないとしました。

